

ふくしま受動喫煙防止条例の概要

目的

この条例は、健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下法という）に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し、県、県民等、保護者や事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するために取り組むべき事項について定めることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

責務

- 県
 - ・受動喫煙に関する知識の普及啓発
 - ・受動喫煙を防止するための環境整備に関する施策の策定・実施
- 県民等
 - ・ライフサイクルの各段階を通じた受動喫煙の防止、健康影響の理解
 - ・**保護者等は、子どもの受動喫煙による悪影響を未然に防ぐよう努める。**
- 事業者
 - ・事業活動における受動喫煙が発生しないよう努める。
- 管理権原者
 - ・**飲食店等で喫煙室を設けない場合、その旨を表示するよう努める。**
 - ・学校、児童福祉施設等、**子どもが主として利用する施設は特定屋外喫煙場所を設置しない**よう努める。

受動喫煙防止対策

- 子ども、妊婦等への配慮
 - ・喫煙をする人は、家庭等の子ども、妊婦等が利用している場所や同室の空間及び同乗している車内で喫煙しないように努める。
 - ・喫煙をする人は、たばこを消した後に残留するたばこの臭気、その他の残留物に関して、子ども、妊婦等へ配慮するよう努める。
- 路上等における受動喫煙の防止
 - ・喫煙をする人は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用している施設の周辺の路上、通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める。
 - ・公園及び児童遊園の管理権原者や利用者は、受動喫煙により健康を損なう可能性の高い利用者への受動喫煙防止に努める。

ふくしま受動喫煙防止条例の概要

健康増進法との比較

施設・区域等の類型		健康増進法	ふくしま受動喫煙防止条例	
第一種施設	学校、児童福祉施設等	原則敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所を設置可能)	特定屋外喫煙場所を設けないように努める。	
	病院、行政機関の庁舎		法に準拠	
第二種施設	飲食店・喫茶店等 屋内禁煙	・原則屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室設置可能) ・20歳未満のものを喫煙室内に立ち入らせてはならない。	法に準拠	
	喫煙標識の掲示	喫煙室の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示しなければならない。	法に準拠	
	禁煙標識の掲示	規定なし	主たる出入口の見えやすい箇所に喫煙をすることができる場所がないことを記載した標識を掲示するよう努める。	
家庭等		望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。	子どもや妊婦等と同室の空間等で喫煙しないように努める。	
自動車の車内			子どもや妊婦等と同乗している車内で喫煙しないように努める。	
路上等			学校、児童福祉施設等の周辺の路上や通学時間帯の通学路で喫煙しないように努める。	
公園、児童遊園			子どもや妊婦等の受動喫煙の防止に努める。	
その他		規定なし	たばこの臭気やその他の残留物に関して、子どもや妊婦等への配慮に努める。	